

「2015年4月2日、愛媛県職員が今治市内における獣医学部新設に関連して首相官邸を訪問した際の復命書、出張報告等、その出張の内容、成果について県に報告した文書及びこの出張の際に、職員が入手した名刺、説明資料等一切の文書」非公開決定

第1 審査会の結論

平成30年5月7日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、平成30年4月19日、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「2015年4月2日、愛媛県職員が今治市内における獣医学部新設に関連して首相官邸を訪問した際の復命書、出張報告等、その出張の内容、成果について県に報告した文書及びこの出張の際に、職員が入手した名刺、説明資料等一切の文書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、文書不存在のため、平成30年5月7日付けで非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分は取り消されるべきであるとして、平成30年5月18日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書非公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が本件処分の取消しを求める公文書は、「2015年4月2日、愛媛県職員が今治市内における獣医学部新設に関連して首相官邸を訪問した際の復命書、出張報告等、その出張の内容、成果について県に報告した文書及びこの出張の際に、職員が入手した名刺、説明資料等一切の文書」である。

2 本件公文書を非公開とした理由

復命書については保存年限が1年であったため廃棄していたほか、名刺については公文書に該当しないなど、請求された公文書を保有していなかったことから、非公開とした。

3 公開決定日（平成30年5月7日）以降の状況

平成30年5月10日に参議院予算委員会から、与野党合意の上、官邸訪問に至るまでの経緯を含む県職員が作成していた文書、メモ等の提出依頼があった。このため、担当課に限らず県庁をあげて、かつ、公文書ではない書類を保存している個人ファイルを含めて検索し、見つかった全ての書類を同月21日に提出した。新たに発見された書類は、個人の備忘録であり公文書ではなかったが、同委員会に提出するために決裁を受けたことにより、組織的に用いるものとして公文書に該当することから、以降、これらの書類を含む公文書公開請求に対しては、個人情報等の非公開情報を除き公開している。

なお、同年7月9日に審査請求人が代表を務める団体から本件公文書と同内容の公文書公開請求があり、同委員会に提出した文書一式について、同月23日付けで部分公開決定を行った。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨（理由）

(1) 公文書の存在について

本件処分は、文書不存在を理由として非公開決定がなされているが、少なくとも請求文書中の名刺が存在していることについては、愛媛県知事自身が、2018年5月11日の会見において明確に認めており、首相官邸を訪問した際のメモについても復元されていることを明らかにしている。

また、県職員が職務として公費を用い、首相官邸を訪問したにもかかわらず、それについての出張報告、復命書等一切の報告がないとも到底考えられない。

以上の理由から、何らかの請求文書が愛媛県に物理的に存在することは明らかである。

(2) 公文書性について

請求文書中の名刺や説明資料等は、担当職員が個人的に作成入手したものではなく、おそらく職制を通じて上司に報告され、最終的には知事に達していることは、前述の知事会見からして明らかである。

仮に、作成当初は、個人的なメモで公文書性が存在していなかったとしても、このような経過を辿り、現在においては、愛媛県が管理していることは明らかであり、それが知事会見における補助資料となったのであるから、それらが公文書性を有していることは明らかである。

以上の理由から、本件処分には理由がなく、取り消されるべきである。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、上記第3の1のとおりである。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした理由は、上記第3の2のとおりである。

これに対し、審査請求人は、上記第4の1のとおりであるとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

実施機関は、復命書については保存年限が1年であったため廃棄していたほか、名刺については公文書に該当しないなど、請求された公文書を保有していなかったことから、非公開としたと主張する。

これに対し、審査請求人は、2018年5月11日の知事会見で、名刺やメモの存在が明らかになっており、作成当時は公文書性を有していなかったとしても、知事会見における補助資料となったようなものは公文書性を有するとして、本件処分には理由がないと主張する。

当審査会では、公開決定日以降に状況の変化が生じているものの、あくまで公開決定日時点での実施機関の判断の妥当性を検討するものである。

本件公開請求の対象となる文書のうち、決定時に存在していた名刺が公文書に当たるかどうかであるが、条例において公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義されているが、名刺は組織的に用いるものとは言えないため、公文書に該当しない。

なお、上記第3の3で述べているように、実施機関も公開決定日以降の状況変化により方針転換しているとおおり、決裁を経た時点で公文書性を有するものになると解される。

したがって、復命書は公文書に該当するものの保存年限を超えて既に廃棄済みであること、また、決定時においては、名刺は公文書とは言えず、メモ等については存在しないことから、実施機関の主張は妥当である。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 8月31日	諮問、実施機関から弁明書を受理
平成30年 9月 7日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
平成30年12月18日	審査会（第1回審議）
平成31年 2月12日	審査会（第2回審議）
令和 元年 5月16日	審査会（第3回審議）
令和 元年 7月29日	審査会（第4回審議）
令和 元年10月28日	審査会（第5回審議）
令和 2年 1月14日	審査会（第6回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	